

令和7年度

与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

この要領は「与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務」を委託するにあたり、委託業者を適正、公正に選択するため、企画提案（プロポーザル）方式で、業者を決定し、業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

与那原町の歴史・文化、自然の魅力を県内外に発信し、「与那原町観光ビジョン」の基本方針1に掲げる「ウォーターフロントの活用」につなげることを目的に賑わいイベントを開催する。あわせて、水環境に関する学習・啓蒙活動や、地域特産品の販売・PRを通じて、町の産業振興と来訪者の満足度向上を図る。

3. 委託業務の内容

別紙「令和7年度与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営委託業務」仕様書及び採用提案書の内容を踏襲し、業務を行うものとする。

4. 契約期間等

(1) 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後10日以内に予定。

(2) 契約期日

契約日より令和8年1月30日(金)までとする。

5. 委託金額の上限

委託金額は、5,968,600円以内（消費税込）とする

6. 事業実施期間

令和8年1月31日(金)までに事業を終了し、報告書を提出する。

7. 募集等における主なスケジュール

(1) 公 募 公 告	令和7年9月16日(火)
(2) 質問書提出締め切り	令和7年9月24日(水)
(3) 質 問 回 答	令和7年9月25日(木)
(4) 参加表明書提出	令和7年9月30日(火)
(5) 提案資格確認結果通知	令和7年10月1日(水)
(6) 提案書提出締め切り	令和7年10月6日(月)
(7) 一次審査結果通知	令和7年10月8日(水)
(8) プレゼンテーション	令和7年10月初旬※予定

8. 参加資格

(1) 参加資格

(ア) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。

(イ) 事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

①参加表明書の提出期限において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく与那原町の入札参加制限を受けていないこと

②参加意思表明書提出期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。

③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

④暴力団(与那原町暴力団排除条例(平成23年条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(与那原町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)

⑤国税及び地方税の滞納がないこと。

(ウ) 同種または類似事例での業務経験を有していること。

同種事例・・・屋外で行われる本業務と同様のイベント運営業務等の業務
類似事例・・・同種以外のイベント運営業務等の業務

(2) 共同提案の場合の資格等

複数の事業者による共同事業体(JV)またはコンソーシアムを結成して共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

①必ず幹事社を決め、全提案者名を記載した参加意思表明書を提出すること。

②複数の事業者による共同事業体に所属すること、共同事業体に属しながら単独で提案することはできません。

③共同事業体を構成するすべての者が応募資格(ア)及び(イ)のすべての要件を満たしていること。

④幹事社は上記の資格に加え応募資格(ウ)の要件を満たしていること。

9. 参加意思表明書、質問書の提出

(1) 参加意思表明書の提出

(ア) 提出期限 令和7年9月30日(火)17時まで(必着)

(イ) 提出書類 以下の参加表明書及び添付書類を与那原町役場ブランド推進課に持参すること。また、参加表明に関する質問は随時メールにて受け付けるものとする。

①参加表明書(様式第2号)

②参加資格チェックリスト(別紙2)

③業務経歴書(別紙3)

④会社概要書(任意様式:A4版1枚)※以下の項目は必ず記載すること。

・会社名

・本社(支社、事務所)所在地

- ・技術者数（プロデューサー及び職員）
- ・営業種目
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

⑤登記簿謄本

⑥納税証明書（国税及び地方税の納税を証明するもの）

(ウ) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課＞

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話：098-945-5323

F A X：098-944-3365

E-mail：y-brand@town.yonabaru.lg.jp

(2) 質問書の提出締め切り

(ア) 提出期限 令和7年9月24日（水）17時まで（必着）

(イ) 提出書類 質問書（別紙4）を FAX 又は E-mail で1件につき1枚を提出すること。

(ウ) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課＞

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話：098-945-5323

F A X：098-944-3365

E-mail：y-brand@town.yonabaru.lg.jp

(エ) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年9月25日（木）までに町 HP にて公開します。

10. 企画提案（プロポーザル）の参加業者の選定

(1) 企画提案（プロポーザル）参加業者の選定は前述「8. 参加資格」の要件を満たす業者の中から選出し、書類審査及び町長決裁を経て決定する。

(2) 参加表明書及び添付書類を審査の上、提案資格確認結果通知（様式第3号）を令和7年10月1日（水）までに行う。

(3) 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

11. 企画提案書等の提出

(1) 提案資格確認結果通知にて参加可能とされた業者については、下記の企画提案書等を提出する。

(2) 提出期限 令和7年10月6日（月）17時まで（必着）

(3) 提出書類 以下の提出書類及び添付書類を与那原町役場ブランド推進課に郵送又は持参すること。

① 企画提案書提出届（別紙5）

② 業務の実施体制（別紙6-1、2）

③ 配置予定統括責任（プロデューサー）者（別紙7-1）

④ 配置予定主任担当者及び担当者（別紙7-2）

⑤ 企画提案書（プロポーザル）参加におけるPR書（別紙8）

⑥ 企画提案書 基本的な考え方と取組姿勢及び実施方法（別紙9-1～2）

・社名を表示し、代表者印を押印したもの 1部

- ・社名を表示し、代表者印を押印していないもの 10部
- ※「12. 企画提案書への記載事項」のとおり。

※提出は1業者1提案とする。

⑦見積書（任意様式）

※総額の提示及び内訳を添付すること、各業務について、経費の名称、数量、単価、単位を明示すること。

注：見積書に関しては内訳、明細書に分けて作成して下さい。

見積書の内訳は下記のとおり項目をお願いします。また、明細書につきましては項目の指定はありません。

- ア. 会場設営費
- イ. イベント費
- ウ. 役務費（通信運搬代、広告費等）
- エ. 実施計画書
- オ. 管理費

注：③、④の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(4) 提出先

＜与那原町役場 ブランド推進課＞

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地

電 話 : 098-945-5323

F A X : 098-944-3365

12. 企画提案書への記載事項

別紙、業務委託仕様書の業務内容に基づき、概ね以下の内容を示すこと。

(1) 基本的な考え方と実施方法（別紙9-1~3）

※業務工程及びスケジュールは別添（任意様式）

業務工程及びスケジュールと、仕様書に記載されている各業務項目に対する基本的な考え方及び実施方法を提示する。

(2) 与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営業務の内容（任意様式：A4の場合は4ページ以内、A3の場合は2ページ以内）

仕様書に記載されている目的を達成するため業務内容の提案を行う。

なお、提案する際は次の事項を盛り込むこと。その他の事項については、必要に応じて提案内容に盛り込むこととする。

①全体実施計画（図面等により提案）

②当該事業に係る人員配置案

（できるだけ図面等により提案。①に含んでもよい）

③統括責任者（プロデューサー）プロフィール

(3) 独自提案の概要（任意様式：A4サイズ1ページ以内）

※独自提案は、委託金額内で実施できる事業を提案すること。

13. 企画提案書等の取扱について

(1) 企画提案（プロポーザル）に関して提出した書類等（以下、「企画提案書等」という。）は、変更又は取り消しができないものとする。

(2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。

(3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。

- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
- (7) 応募した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
- (8) 採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、与那原町に帰属する。

14. 一次審査について

- (1) 提出のあった企画提案書等については、事務局にて一次審査を行う。
- (2) 次の（ア）～（エ）の項目により事務局が審査を行い、令和7年10月8日（水）までに結果通知を行う。
審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
 - (ア) 業務経歴・・・・・・・・・・配点：10/40
 - (イ) 業務実施体制・・・・・・・・・・配点：10/40
 - (ウ) 提案価格・・・・・・・・・・配点：5/40
 - (エ) 企画提案の内容・・・・・・・・・・配点：15/40
- (3) 一次審査の通過業者は上位3社までとする。

15. プレゼンテーションについて

提出された書類は、書類による審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションを行う。その際には、事前に書面にて該当事業者へ連絡を行う。

- (1) 企画提案書等について書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定（3社以下）する。
- (2) プレゼンテーションの実施日時及び場所等の詳細については、後日連絡する。
- (3) プレゼンテーションの順番については、事務局にてくじ引きを行い、その結果により決定する。
- (4) 企画提案はパワーポイント等により実施し、別紙7-1又は様式別紙7-2に記載された配置予定者のうち、統括責任者となる予定者がプレゼンテーションを行う。出席者は3名以内とする。
- (5) プレゼンテーションの持ち時間は20分程度とし、その後10分以内で質疑応答を予定する。
※プレゼンテーションにてパソコンを使用する場合は提案者側で準備すること。

16. 審査内容及び結果の通知

次の一次審査（1）～（4）及びプレゼンテーション（5）の項目により採点・審査を行い、後日速やかに審査結果を通知する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

- (1) 業務経歴・・・・・・・・・・配点：10/100
 - (2) 業務実施体制・・・・・・・・・・配点：10/100
 - (3) 提案価格・・・・・・・・・・配点：5/100
 - (4) 企画提案の内容(一次審査：書類)・・・・・・・・・・配点：15/100
 - (5) 企画提案の内容（二次審査：書類・プレゼンテーション）配点：60/100
- 別紙2「与那原町魅力発信事業地域活性化イベント運営業務」に関する提案評価審査基準を参照

17. 委託契約の締結権

業者選定委員会にて評価点数の最高得点取得者を業務契約の優先交渉権者として選定し、与那原町との委託契約の締結権を有するものとする。

また、優先交渉権者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を交渉権者とする。

なお、同点の場合には、提案価格が低い業者を決定するものとする。

※契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

18. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務実施に際しては企業としての中立を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

〈問合せ先〉与那原町ブランド推進課 宮城 〒901-1392 与那原町字上与那原16番地 TEL 098-945-5323 (直通) FAX 098-944-3365 E-mail : y-brand@yonabaru.okinawa.jp
--